特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	旭川市後期高齢者医療制度関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
旭川市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
旭川市長

公表日
令和7年3月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	後期高齢者医療制度では，各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定，保険料の決定，医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務，保険料の徴収であり，特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1．資格管理業務 ・資格確認書等の即時交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け，広域連合において即時に審査・決定を行い，市町村から当該住民に対して資格確認書等を発行する。 ・住民基本台帳情報等の取得，被保険者資格の異動 市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し，広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い，市町村から当該住民に対して資格確認書等を発行する。上記と併せて，被保険者情報等の管理を行う。 2．賦課・収納業務 ・保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し，広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で，市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき，市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し，特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し，普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し，特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 3．給付業務 市町村において住民からの各種申請書に関する届出を受け付け，広域連合において支給等の認定処理，及び当該住民に対して支給決定通知書等を交付する。 4　健診業務 広域連合からの委託を受け、後期高齢者医療健診受診券の発送、健診受診状況管理等を行う。
③システムの名称	後期高齢者医療オンラインシステム 次期後期高齢者医療オンラインシステム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 行政レセプトシステム 住民基本システム

2. 特定個人情報ファイル名
1.資格記録マスタ 2.特徴回付記録マスタ 3.特徴回付宛名マスタ 4.保険料賦課マスタ 5.保険料期別マスタ 6.保険料収納マスタ 7.宛名情報送付ファイル 8.所得・課税情報送付ファイル 9.期割情報送付ファイル 10.収納情報送付ファイル 11.滞納者情報送付ファイル 12.介護住記マスタ 13.後期高齢者医療健診マスタ

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の85項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第46条 ・番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年旭川市条例第65号）別表第1の10の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（後期高齢者医療広域連合電算処理システム） 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市　福祉保険部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道後期高齢者医療広域連合　総務班 060－0062　北海道札幌市中央区南2条西14丁目 011－290－5601（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道後期高齢者医療広域連合　総務班 060－0062　北海道札幌市中央区南2条西14丁目　国保会館内 011－290－5601（代表）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療制度に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	サイバーセキュリティ研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む)等に対し、研修を実施している。研修の受講状況を適宜確認し、未受講者へのフォローアップを行い、関係職員が受講できるよう措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅰ ３ 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び同法別表第一の59 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法第9条第1項及び同法別表第一の59 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第46条 ・番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年旭川市条例第65号）別表第1の10の2	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ ５ ② 所属長	国民健康保険課長　南保　宏樹	国民健康保険課長　金澤　匡貢	事後	
平成29年3月31日	Ⅱ １ いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年10月1日　時点	事後	
平成29年3月31日	Ⅱ ２ いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年10月1日　時点	事後	
	Ⅰ ５ ② 所属長	国民健康保険課長　金澤　匡貢	国民健康保険課長　鈴木　裕幸	事後	
	Ⅱ １ いつの時点の計数か	平成28年10月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
	Ⅱ ２ いつの時点の計数か	平成28年10月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
	Ⅰ ５ ② 所属長	国民健康保険課長　鈴木　裕幸	国民健康保険課長	事後	
	Ⅱ １ いつの時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
	Ⅱ ２ いつの時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策		追加	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ ５ ② 所属長	国民健康保険課長　金澤　匡貢	国民健康保険課長	事後	
令和2年3月19日	Ⅱ １ いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年3月1日　時点	事後	5年経過前の評価の再実施による
令和2年3月19日	Ⅱ ２ いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年3月1日　時点	事後	5年経過前の評価の再実施による
	Ⅱ １ いつの時点の計数か	令和2年3月1日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	
	Ⅱ ２ いつの時点の計数か	令和2年3月1日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	Ⅱ １ いつの時点の計数か	令和3年6月1日　時点	令和6年1月31日　時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅱ ２ いつの時点の計数か	令和3年6月1日　時点	令和6年1月31日　時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅳ　リスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	（記載なし）	十分である	事後	
令和7年3月27日	Ⅰ　②事務の概要	被保険者証	資格確認書	事後	
令和7年3月27日	Ⅰ　②事務の概要	3．給付業務 　市町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け，広域連合において療養費支給の認定処理を行い，市町村から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。	3．給付業務 　市町村において住民からの各種申請書に関する届出を受け付け，広域連合において支給等の認定処理，及び当該住民に対して支給決定通知書等を交付する。	事後	
令和7年3月27日	Ⅰ　②事務の概要	（記載なし）	4　健診業務 　広域連合からの委託を受け、後期高齢者医療健診受診券の発送、健診受診状況管理等を行う。	事後	
令和7年3月27日	Ⅰ　③システムの名称	後期高齢者医療オンラインシステム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療オンラインシステム 次期後期高齢者医療オンラインシステム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 行政レセプトシステム 住民基本システム	事後	
令和7年3月27日	2．特定個人情報ファイル名	1.資格記録マスタ 2.特徴回付記録マスタ 3.特徴回付宛名マスタ 4.保険料賦課マスタ 5.保険料期別マスタ 6.保険料収納マスタ 7.宛名情報送付ファイル 8.所得・課税情報送付ファイル 9.期割情報送付ファイル 10.収納情報送付ファイル 11.滞納者情報送付ファイル 12.介護住記マスタ	1.資格記録マスタ 2.特徴回付記録マスタ 3.特徴回付宛名マスタ 4.保険料賦課マスタ 5.保険料期別マスタ 6.保険料収納マスタ 7.宛名情報送付ファイル 8.所得・課税情報送付ファイル 9.期割情報送付ファイル 10.収納情報送付ファイル 11.滞納者情報送付ファイル 12.介護住記マスタ 13.後期高齢者医療健診マスタ	事後	
令和7年3月27日	3．個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び同法別表第一の59 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第46条 ・番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年旭川市条例第65号）別表第1の10の2	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の85項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第46条 ・番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年旭川市条例第65号）別表第1の10の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法別表第二項番80，82	（後期高齢者医療広域連合電算処理システム）番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ　しきい値判断項目　1対象人数　いつ時点の計数か	令和6年1月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ　しきい値判断項目　2取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年1月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	
令和7年3月27日	Ⅳ　リスク対策　8.人手を介在させる作業　判断の根拠	（記載なし）	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療制度に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	様式変更に伴う新規事項
令和7年3月27日	Ⅳ　リスク対策　11.最も優先度が高いと考えられる対策　判断の根拠	（記載なし）	サイバーセキュリティ研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む)等に対し、研修を実施している。研修の受講状況を適宜確認し、未受講者へのフォローアップを行い、関係職員が受講できるよう措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	様式変更に伴う新規事項